

北海道精神障害者社会福祉事業協議会

会 則

(名 称)

第1条 本会は、北海道精神障害者社会福祉事業協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、精神障がい者等を支援する北海道内の社会福祉事業者及び関係団体との連携協力を深め、諸活動を通じて障がい者の福祉施策の促進及び充実に努めることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会の所在地を、CARE CENTER アルドール（北海道苫小牧市日吉町4丁目1番8号）に置くこと

とする。

2 本会は、必要に応じて部会、その他を設けることができる。

(事 業)

第4条 本会は前述の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 支援事業所間の情報交換
- (2) 支援事業所職員の研修
- (3) 精神保健福祉及び障害者福祉施策等の普及向上のための要望、提言
- (4) 精神保健福祉及び障害者福祉の事業等に関する調査、研究
- (5) 全国の精神保健福祉事業者団体との連携協力に係る事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した障害者総合支援法に基づく事業所をもって会員とする。

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとする施設及び事業所は、施設長、管理者または施設を運営する団体の長が会長に届け出るものとする。退会しようとする時も同様である。

(会 費)

第7条 本会の会員は、別に定める会費を納めなければならない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
部会長	3名
事務局長	1名
監 事	2名

(役員を選出)

第9条 役員は、会員施設及び事業所の長、施設を運営する団体の長、または施設及び事業所の代表者から推薦を受けた施設及び事業所の職員の中から総会において選出する。

(役員職務権限)

第10条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務を行う。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第12条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、総会で承認された者に対して会長が委嘱する。

(総会招集)

- 第13条 定期総会は、年1回、会長が招集する。
- 2 臨時の必要が生じた時、または、会員の2分の1以上から要請があった時は、会長は速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(総会成立)

- 第14条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。委任状は、出席者数に算入する。

(総会議決)

- 第15条 総会議決は、出席会員の過半数で決定する。可否同数の時は、議長が決する。

(総会付すべき事項)

- 第16条 次の事項は、総会議決、承認を必要とする。
- (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画、及び予算
 - (3) 事業報告、及び決算
 - (4) 役員選出
 - (5) その他重要な事項

(経費)

- 第17条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

- 第18条 本会の会計は、会長がこれを管理する。
- 2 本会の会計は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

雑則 この会則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

付則 本会を平成8年2月28日に設立し、本会則を施行する。
平成17年6月24日、第2条、第3条を改正し、施行する。
平成19年4月22日、第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条を改正し、施行する。
本会則は、平成22年9月11日から施行する。
本会則は、平成23年6月18日から施行する。
本会則は、平成26年6月7日から施行する。
本会則は、平成28年7月2日から施行する。